

本人確認書類について

戸籍や住民異動の届出、住民票の写しなどの申請の際に、本人を確認できる書類の提示をお願いしています。これは、虚偽の届出や各種証明書の不正な取得を防ぎ、個人情報を保護する観点から行うものです。

また、代理人が各種の届出（戸籍届出を除く）や申請を行う場合は、原則として委任状の提出が必要になることに加え、代理人の方にも本人確認をお願いしています。

本人確認に必要な書類（有効期限内のものに限る）は、次のとおりです。

I 1種類で確認できる書類（本人写真付の書類）

A
運転免許証，個人番号カード，住民基本台帳カード（写真付），旅券（パスポート），在留カード，特別永住者証明書，海技免状，小型船舶操縦免許証，動力車操縦者運転免許証，無線従事者免許証，電気工事士免状，猟銃・空気銃所持許可証，宅地建物取引主任者証，認定電気工事従事者認定証，特殊電気工事資格者認定証，耐空検査員の証，航空従事者技能証明書，運航管理者技能検定合格証明書，教習資格認定証，警備業法第23条第4項に規定する合格証明書，船員手帳，戦傷病者手帳，身体障害者手帳，療育手帳

II 2種類必要な書類

表に記載してある書類は、①，②のいずれかの組み合わせで提示していただきます。

① B区分に記載してある書類から2種類を提示

② B区分とC区分からそれぞれ1種類を提示

B	C
住民基本台帳カード（写真なし），健康保険被保険者証，船員保険被保険者証，介護保険被保険者証，共済組合員証，国民年金手帳，国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金証書，共済年金・恩給の証書，戸籍全部事項証明等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書	学生証，法人発行の身分証明書，本人確認書類Aを除く国または地方公共団体が発行した写真付き資格証明書

～次のことに注意してください～

● IIによる提示の場合は、印鑑登録証について即日交付することができません。

● 本人確認書類のほか、口頭質問などの方法により本人の確認をさせていただく場合があります。